

指定給水装置工事事業者 【変更等】に関する提出書類

□指定後に変更事項が発生した時に必要な書類

□指定事項の変更(□名称 □住所 □代表者 □役員)

① □指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

② 【法人の場合】

□定款(原本証明要)又は □寄附行為(原本証明要)

□登記事項証明書(発行日より3か月内・原本)

【個人の場合】

□住民票(発行日より3か月以内・原本)

③ □様式第2号 欠格要件に該当しないことの誓約書(代表者・役員変更の場合のみ必要)

④ □旧指定工事事業者証

□事業者の廃止・休止・再開

□指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書

□主任技術者の選任・解任

□給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

選任する場合は、当該給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号(免状の写し等)

□指定給水工事事業者証の再交付

□指定給水装置工事事業者証の再交付届出書

<お問い合わせ先>

〒669-1595

兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

三田市役所3号庁舎1階

三田市水道お客さまセンター

TEL 079-559-5157

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

三田市水道事業
三田市長 宛

令和 年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申 請 者
氏名又は名称

住 所

代 表 者 氏 名

三田市水道事業
三田市長 宛

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

三田市水道事業
三田市長 宛

令和 年 月 日

届 出 者

水道法第 2 5 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選 任
の届出をします。
解 任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の年月日

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者

廃 止
休 止
再 開

届 出 書

三田市水道事業
三田市長 宛

令和 年 月 日

届 出 者

廃止

水道法第 2 5 条の 7 の規定に基づき、水道装置工事の事業の 休止 の届出をします。

再開

フリガナ 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
フリガナ 代 表 者 の 氏 名	
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	

指定給水装置工事事業者証の再交付届出書

三田市水道事業
三田市長 宛

令和 年 月 日

届 出 者

三田市上下水道部指定給水装置工事事業者規程第6条第4項に基づき、
指定給水装置工事事業者証の再交付の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
再 交 付 の 年 月 日	
再 交 付 の 理 由	